

# 郵便切手一覧表

鹿児島簡易裁判所

鹿児島簡易裁判所に申立てをする際に納めていただく郵便切手の内訳等は下記のとおりです。

郵便切手の額と組み合わせは裁判所によって異なりますので、手続をする裁判所に確認してください。

令和5年10月1日現在

事件の種類	郵便切手額	枚数	追加の郵便切手
通常訴訟 少額訴訟  合計6000円  (原告・被告各1名)	500円	8枚	当事者1名増すごとに 2408円追加 【内訳】 500円3枚 100円5枚 84円4枚 20円2枚 10円2枚 2円6枚
	100円	10枚	
	84円	5枚	
	50円	5枚	
	20円	10枚	
	10円	11枚	
	2円	10枚	
民事調停（特定調停を除く。）  合計436円  (申立人・相手方各1名，相手方に送付する書類が定型封筒25グラム以内の場合)	84円	4枚	相手方が1名増すごとに 188円追加 【内訳】 84円2枚 10円2枚
	10円	10枚	
支払督促  合計1288円 はがき1枚  (債権者・債務者各1名，債務者に送付する書類が定型封筒50グラム以内の場合)	500円	2枚	債務者が1名増すごとに 1204円及びはがき1枚追加 【内訳】 500円2枚 100円1枚 84円1枚 10円2枚 はがき1枚※
	100円	1枚	
	84円	2枚	
	10円	2枚	
	はがき	※1枚	
			仮執行宣言申立ての際には，別途郵便切手を納めていただく必要があります。

\*上記は目安であり，書類の重さ等により，上記と異なる額の予納をお願いすることがあります。  
詳細は各担当の受付にお尋ねください。